

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	能登川・安楽寺 (能登川町・安楽寺)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

安楽寺地区について水田地帯であり、平均区画面積は30a。圃場整備事業は昭和62年に完了。耕地面積のうち、ファーム安楽寺として水稲約20ha、小麦約7ha、大豆約7haを作付けしている。平成20年に集落営農組織結成、平成28年に法人化。法人を中心に耕作を行っている。
能登川地区については集落内の耕作者は少なく、周辺地域からの入り作が多くなっている。集落内の耕作者の後継者が課題になっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲、麦、大豆を中心に栽培し、ファーム安楽寺では一部野菜にも取り組んでいる。
能登川地区については個人で耕作されている農地が今後離農された際には担い手への集積が必要になってくる。
高齢化・人手不足解消のため、より一層の機械化・スマート農業を取り入れ省力化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	39.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	39.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
周辺集落の担い手に集積を行うことを検討していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
安楽寺地区についてはほぼ中間管理機構を活用し、権利設定を行っている。能登川地区についても今後活用し、権利設定を行っていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農業の生産性向上や農地集積・集約化を図るため、農地大区画化・汎用化等の基盤整備に 取り組む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
人手不足に対応するため、地元出身者やその親族以外にも外部からの人材を受け入れ、地域での育成と定着について取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が見込めるものについては活用を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①里山づくりの会を発足し侵入防止柵や檻を設置し見回りと除草、補修などに取り組む。
- ③無人ヘリ・ドローンによる農薬、肥料などの散布により農作業の省力化を図る。
- ⑤梨の生産への取組
- ⑨生産された稲わらを飼料として畜産農家に供給し、牛糞を堆肥として生産者のほ場に供給し散布する。